

1. 受 理 番 号      請願第 5 号

2. 受 理 年 月 日      令和 8 年 8 月 31 日

3. 請 願 の 件 名

国に対し所得税法第 56 条廃止の意見書提出を求める請願

4. 紹 介 議 員

杉浦 智子、林      まり、柏木敬友子、小島 義雄、中川 哲也

5. 付 託 委 員 会      総務常任委員会

6. 請 願 趣 旨      別紙のとおり

## 【別 紙】

### [請願趣旨]

貴議会におかれましては、住民福祉の向上、地域発展にご尽力頂き、心より敬意と感謝を申し上げます。

地域経済の担い手である中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられています。その働き分の報酬が認められ、個人としての人格が尊重されることは当然の権利であり、その実現を願って、この請願を提出いたします。

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定しています。白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間 86 万円、家族が年間 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。戦前の「家父長制」の考え方を引き継ぐこのような税制は人権問題であり、もはや時代にそぐわないものとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言いますが、働いている実態があるにもかかわらず、申告方法の選択によって納税者を差別していることになります。青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める制度ですが、こうした認定がなければ「個人事業主は、家族の働き分が認められない」という税制そのものに道理がなく、申告形態に関わりなく「家族従業者の働き分は必要経費に算入できる」を大原則にすべきです。

世界の主要国では、家族従業者の給料を経費とするのは当然としています。国連女性差別撤廃委員会は 2024 年、「個人事業主や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念する」とし、「女性の経済的自立を促進するため、所得税法第 56 条を改正し、女性の家族経営企業での労働を認める」ことを日本政府に勧告しました。「56 条の廃止等を求める意見書」は、全国では 11 県議会を含む、587 の自治体（2026. 6. 8 現在）、滋賀県では旧安土町・愛荘町・米原市・野洲市・多賀町・豊郷町・甲良町の 7 自治体で採択されています。日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、世論と運動が広がっています。

以上のことから、地域経済の担い手である中小業者の地位向上と地域経済の発展、

ジェンダー平等の考え方からも、人権問題として差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、大津市議会で「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」を政府および関係省庁に提出していただきますようお願い申し上げます。

[請願事項]

- 1 所得税法第 56 条廃止を求める意見書を政府に提出して頂くこと。  
(地方自治法 99 条にもとづき、関係省庁に意見書を提出されたい)